

### 3. 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

#### (1) 相談機能の強化

- 拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算を創設する。

《地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】》 700単位/回

※ 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算。

## (2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

### 《緊急短期入所受入加算の見直し》

#### [現 行]

イ	緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	120単位／日
ロ	緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	180単位／日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して加算する。

#### [見直し後]

イ	緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	180単位／日
ロ	緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	270単位／日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

- また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

### 《定員超過特例加算【新設】》 50単位／日

※ （2）の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

## (3) 体験の機会・場の機能の強化

- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。
- また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定に当たり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。

- さらに、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逡減制にする。
- なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることに対し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。
- 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

《体験利用支援加算の見直し》 ※ 日中活動系サービス

[現 行]

300単位/日

[見直し後]

500単位/日 (初日から5日目まで)

+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

250単位/日 (6日目から15日目まで)

+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

《体験利用加算の見直し》 ※ 地域移行支援

[現 行]

300単位/日

[見直し後]

500単位/日 (初日から5日目まで)

+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

250単位/日 (6日目から15日目まで)

+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

《体験宿泊支援加算【新設】》 ※ 施設入所支援 120単位/日

《体験宿泊加算の見直し》 ※ 地域移行支援

[現 行]

イ 体験宿泊加算 (I) 300単位/日

ロ 体験宿泊加算 (II) 700単位/日

[見直し後]

イ 体験宿泊加算 (I) 350単位/日

ロ 体験宿泊加算 (II) 750単位/日